

「新しいタクシーのあり方検討会」の設置について

設置の趣旨

タクシー事業については、依然として厳しい経営環境が続く中、事業活性化の主体的な取組が一層強く求められている一方、人材確保・育成策や、経済動向を踏まえた事業経営など、現下の課題に的確に対応することが必要となっている。

また、タクシー特措法について、改正法施行後1年を迎えることから、衆参両院の附帯決議などを踏まえ、施行状況やその効果についてフォローアップを行い、運用の改善等について検討していく必要がある。

検討の進め方

タクシー事業を巡る上記の課題について、幅広く検討を行い、今後の新しいタクシーのあり方の方向性を示す。

検討事項例

1. 新たなニーズへの対応等、需要の創出・拡大に向けた活性化事業の促進

(検討事項例)

- ・幅広い利用者への対応(初乗り距離短縮運賃、マタニティタクシー、子育てタクシー、UDタクシー)
- ・地方部におけるタクシーの活用(少量貨物運送、買い物代行、乗合(ジャンボ)タクシー)
- ・新たな技術・媒体を利用した配車(スマホアプリ、LINE)
- ・オリンピックに向けた対応(外国語対応、観光タクシー、定額タクシー、乗り場整備)
- ・活性化の取り組みの現状の把握、評価のあり方

2. タクシーの地域産業としての持続可能性の維持・向上

(検討事項例)

- ・女性・若年層の人材確保・育成策
- ・多様な勤務形態等のあり方

3. 経済動向等を踏まえた事業経営のあり方

(検討事項例)

- ・タクシー事業経営の効率化
- ・運賃制度のあり方(初乗り距離短縮運賃など)
- ・燃油高騰時の対応

4. 改正タクシー特措法の施行状況フォローアップ

(検討事項例)

- ・準特定・特定地域の指定効果(労働条件の改善、需要動向、車両数の推移)

第1回検討会での事業経営に関する主な意見

- タクシーは、市場の拡大が見込めるという分野として、高齢者の介護などが重要なのではないか。例えば国において施設介護はコストがかかるため、地域包括契約のような形で、モビリティを持たせてやるということをやっている。
- 地方に行くと利用できる交通手段が非常に少なく、昼間はタクシーの需要が少ないため、地方に行けば行くほど日常的にタクシーの姿を見かけない。供給過剰だと言われるような地域の問題と、逆にタクシーの数が少なく、地域公共交通として問題を抱えている地方の問題というのは、分けて考えるべきではないか。
- タクシー事業のビジネスモデルを考えた場合、都市部と地方部では問題の根源が異なることから、根本的な問題の解決が必要。
- 流しを行っているタクシーを利用する場合と無線等により配車されたタクシーを利用する場合とで、活性化の取組や規制を分けて考えるべき。

新しいタクシーのあり方検討会の今後の進め方

本会議

第1回 平成27年1月28日(水)10:00~12:00

- ・タクシー事業の現状等について
- ・今後の進め方

第2回 平成27年4月

- ・活性化事業取組などのヒアリング
- ・特措法の施行状況フォローアップ
- ・各WGの検討状況の報告

第3回 平成27年6月(調整中)

- ・中間とりまとめ

第4回以降 (未定)

専門的分野について、WGを設置し検討



人材確保・育成WG

第1回 平成27年2月

- ・女性・若年層の人材確保・育成策
- ・多様な勤務形態等のあり方

第2回 未定

事業経営WG

第1回 平成27年3月

- ・タクシー事業経営の効率化
- ・運賃制度のあり方(初乗り距離短縮運賃など)
- ・燃油高騰時の対応

第2回 未定